

平成 19 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 19 年 9 月 21 日（金）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 19 年 9 月 21 日（金） 14:00～15:00
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：神戸国際港都建設計画道路の変更(3.4.31 号神戸三田線の変更)

【議案の説明】

都市計画道路神戸三田線は、既成市街地と北区の鈴蘭台、藤原台などの衛星都心を結び、三田市境に至る主要な幹線街路であり、このうち大池見山台東側から神鉄六甲駅西側の区間については、平成 8 年度より事業が進められている。

この事業中の区間のうち大池駅前交差点付近において現行計画で事業を行う場合、北側に大規模な擁壁工事が必要となるが、現道幅員が狭いうえに、現場周辺での唯一の幹線道路を長期間に及ぶ交通規制ができないため、現道の南側に仮道路を設置しなければならない状況となる。

そこで、大池駅前交差点付近から東に約 280m の区間において、地形の改変をできるだけ抑えるよう、現道の南側に一部線形の変更を行うものである。

[概 要]

3.4.31 号 神戸三田線 幅員 18m（2 車線） 延長 約 25,890m
（一部線形の変更及び一部区域の変更）

【採決の結果】

原案どおり可決

第 2 号議案：中播都市計画道路の変更(3.5.17 号城北線の変更)

【議案の説明】

城北線は、城南線を起点として加西市との市域界に至る延長約 13,950m の東西方向の幹線街路で、昭和 21 年に都市計画決定されている。

このたび、城北線と交差する新在家線において、交差点部の安全向上と円滑な交通処理を図るために付加車線を設置する。

この変更にあわせて、沿道の既成市街地の状況、土地利用等を考慮し、交差点の隅切り部において城北線の一部区域を変更する。

[概 要]

3.5.17 号 城北線 幅員 14m（2 車線） 延長 約 13,950m（一部区域の変更）

【採決の結果】
原案どおり可決

第3号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（明石市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である明石市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電気鉄道東二見駅から南西へ約1.5kmに位置しており、二見臨海工業団地内にある。用途地域は工業専用地域である。

本案件は、資源のさらなる有効利用を図るために、廃プラスチック類、木くず、がれき類の破砕施設を設置するものである。

[概 要]

位 置	: 明石市二見町南二見9番3
面 積	: 約7,600 m ²
処理施設及び処理能力	: 破砕施設
	廃プラスチック類 158.64 t / 日
	木くず 272.70 t / 日
	がれき類 381.96 t / 日

【主な意見等】

委員から、ごみ処理場の稼働後に、周辺や働く方へ粉塵、水質、騒音、振動の影響がないことを担保する方法等について質問があった。

【採決の結果】
原案どおり可決

その他報告事項

- ・ 「大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド[®]～駒ヶ林南）について」（P.3～P.6のとおり）
- ・ 「市街化調整区域の地区計画に対する同意に当たっての判断指針（概要）」（P.7～P.8のとおり）

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、12月下旬には同センターにおいて閲覧する予定です。